

令和5年度「西区市民美術展」出品規定

絵画	日本画 (水墨画含む)	・6号(長辺 410mm)以上 30号(長辺 910mm)以内の作品であること。 ※重量があるものについては、事前にご相談ください。 ※ <u>マット、ガラス、アクリル板の使用不可。</u> ※水墨画はアクリル板の使用可。
	洋画	・6号(長辺 410mm)以上 30号(長辺 910mm)以内の作品であること。 ※重量があるものについては、事前にご相談ください。 ※ <u>油彩以外はマット及びアクリル板の使用可。</u>
書		・仕上がり寸法 79 cm×182 cm以内または、91 cm×121 cm以内(縦横自由)であること。 ・額装または軸装であること。 ・釈文を作品の裏側に必ず貼り付けること。
写真		・A4以上全紙(457 mm×560 mm)までであること。 ・枠張り(マットパネルも可)とすること。 ※単写真に限ります。
工芸		・展示区画は 100 cm×100 cm以内であること。 ・十分安定した状態で移動及び展示ができる作品とすること。

<全部門共通>

※上記規定に該当しない作品は受付できません。

※各部門とも高価な額は使用されないようお願いします。

※作品箱は預かりますので、各自、箱の表・裏に必ず記名してください。

※展示の為に額等にフック等を取り付ける場合がありますので、あらかじめご了承ください。

